

上下水道局だより

Kawagoe City



さあ今日も 水と元気が 蛇口から



浄水場の施設開放を実施しました。

6月1日から6月7日まで、全国一斉の水道週間が実施されました。川越市では、水道週間中の6月2日（土）に、川越市笠幡地区にあります霞ヶ関第二浄水場の施設開放を実施しました。

当日は、浄水場職員による場内の機械設備や、市内に水を送るためのポンプ設備などの説明があり、たくさんの市民の方にご来場いただきました。



場内監視室：皆さん熱心に説明を聞いていました。



＜場内電気室での説明の様子＞



＜霞ヶ関第二浄水場＞

水道ポスターコンクール特賞受賞作品発表（応募総数1497作品）

たくさんのご応募ありがとうございました。



南古谷中3年
風間 琳さん



月越小6年
近藤 優夏さん



今成小4年
太田 圭瞳さん



福原小2年
中山 友里奈さん



特賞受賞作品は、全国水道ポスターコンクールに出品されます。



今成小2年
田中 丈さん



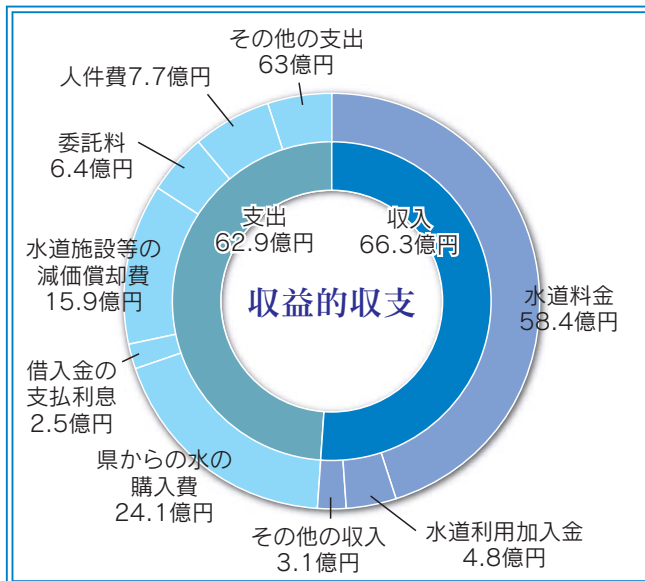
上戸小1年
伴場 円香さん



上戸小1年
高橋 楓さん

平成24年度予算概要

水道事業



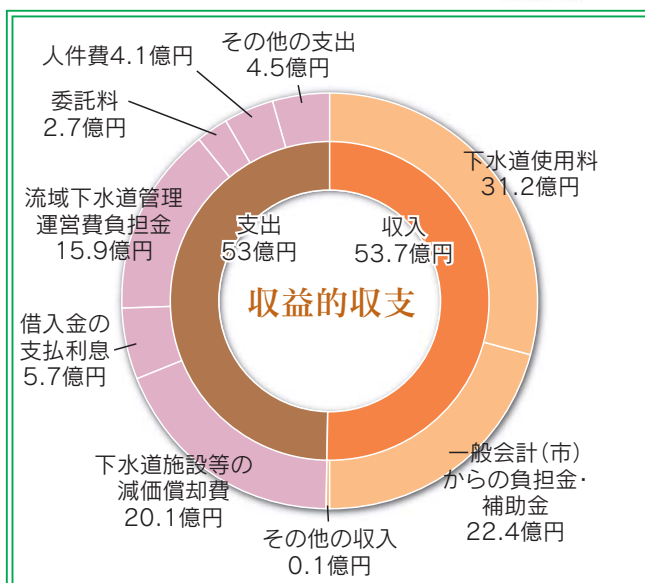
<水を供給するための予算>

予定年間配水量 41,415,000m³
 予定一日平均配水量 113,466m³
 予定給水戸数 146,700戸

<水道の施設を 建設・改良するための予算>

主な事業 浄水場整備事業
 老朽管更新事業
 水道施設災害対策事業

公共下水道事業



<下水を処理するための予算>

予定年間処理水量 49,437,500m³
 予定1一日平均処理水量 135,445m³
 予定水洗便所設置戸数 124,000戸

<下水道の施設を 建設・改良するための予算>

主な事業 公共下水道(汚水)整備事業
 公共下水道(雨水)整備事業
 合流式下水道改善事業

貯水槽水道をお使いの方へ

貯水槽水道とは、ビルやマンション等の敷地内に給水用のタンク（貯水槽・受水槽などと呼ばれます）を設け一旦水を貯めて、ポンプなどを利用して給水する設備です。

貯水槽水道は設備の故障や停電等に伴い、ポンプが停止した時には、水が出なくなることがあります。

災害はいつ起こるか分かりません。日ごろから各自で水の汲み置きするほか、緊急連絡先（管理会社等）の確認をお願いします。

※貯水槽水道は上下水道局ではなく、設置者の方が定期点検を行い、常に安全な水を建物の居住者に給水することとなっています。



左の写真は、屋外に設置されている貯水槽

問い合わせ:給水課 ☎223-3071 E-mail:kyusui@city.kawagoe.saitama.jp

下水道事業の受益者負担金制度について

下水道が整備されると、トイレは浄化槽を使わずに水洗化できるようになります。また、家庭排水などが、道路脇のU字側溝を流れることがなくなり、生活環境が向上するとともに、伝染病の発生を防止し、公衆衛生・快適性・利便性等が向上するなど、利益を受けることになります。

市では、都市計画法第75条に基づいて、「川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定し、昭和43年から下水道整備によって利益を受ける方を受益者（土地所有者または土地権利者）として、下水道建設費の一部を負担していただいています。

下水道が整備される区域に土地をお持ちの方、またはその土地に権利をお持ちの方におかれましては、本制度へのご協力とご理解をお願いします。

問い合わせ:下水工務課 ☎223-0331 E-mail:gesuikomu@city.kawagoe.saitama.jp

水道料金は納入期限内に!!

水道事業は、使用者の皆さんにお支払いいただいている料金により独立採算制で運営されています。水道料金の未納者に対して給水を継続することは、水道事業の健全な経営を害するばかりでなく、使用者の皆さんの公平を著しく欠くことになります。そのため、

料金をお支払いいただくまでの間、やむを得ず給水を停止する場合がありますので、水道料金は必ず納入期限内にお支払いいただくようお願いします。水道料金の支払いは、銀行・郵便局等の窓口のほか、コンビニエンスストアもご利用できますが、便利な口座振替をおすすめします。

今後も水道事業に、ご理解・ご協力をお願いします。

※水道料金は、2か月に1度、下水道使用料とあわせてお支払いいただいております。



問い合わせ:料金課 ☎223-3065 E-mail:ryokin@city.kawagoe.saitama.jp

下水道使用料改定のお知らせ

4段階で行う料金改定の第4年度目(平成24年11月1日～)の取扱いについて

下水道使用料は、水道の定例検針時の使用水量をもとに計算され、検針のあった翌月に水道料金と合算して請求させていただいております。

市では、平成21年11月1日より、1年間ごとに4回に分けて段階的な下水道使用料の改定を行っています。これは使用料負担の急激な増加を避けるための措置（激変緩和措置）で、平成24年11月1日からは、第4年度目（使用料改定最終年度）の使用料に変わります。

なお、11月1日前から継続して使用している方は、経過措置として第4年度目の使用料の適用が、平成25年1月の請求からとなります。

皆様には大変ご負担をおかけすることになりますが、今後とも効率的な経営やサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※他市の下水道をご使用されている大字竹野及び大字笠幡の一部地域については、今回の使用料改定の対象外となります。

使用料早見表(2か月・税込)

水量 (m ³)	下水道使用料(円)		水量 (m ³)	下水道使用料(円)		水量 (m ³)	下水道使用料(円)		水量 (m ³)	下水道使用料(円)	
	旧料金	新料金		旧料金	新料金		旧料金	新料金		旧料金	新料金
0	329	420	15	943	1,128	30	1,894	2,205	45	3,133	3,596
1	370	467	16	984	1,176	31	1,968	2,289	46	3,231	3,706
2	411	514	17	1,025	1,223	32	2,043	2,373	47	3,330	3,816
3	452	561	18	1,066	1,270	33	2,117	2,457	48	3,429	3,927
4	493	609	19	1,107	1,317	34	2,192	2,541	49	3,528	4,037
5	534	656	20	1,148	1,365	35	2,266	2,625	50	3,626	4,147
6	575	703	21	1,223	1,449	36	2,341	2,709	51	3,725	4,257
7	616	750	22	1,297	1,533	37	2,416	2,793	52	3,824	4,368
8	657	798	23	1,372	1,617	38	2,490	2,877	53	3,922	4,478
9	698	845	24	1,446	1,701	39	2,565	2,961	54	4,021	4,588
10	739	892	25	1,521	1,785	40	2,639	3,045	55	4,120	4,698
11	780	939	26	1,596	1,869	41	2,738	3,155	56	4,218	4,809
12	821	987	27	1,670	1,953	42	2,837	3,265	57	4,317	4,919
13	862	1,034	28	1,745	2,037	43	2,935	3,375	58	4,416	5,029
14	903	1,081	29	1,819	2,121	44	3,034	3,486	59	4,515	5,139

※旧料金は改定第3年度目の料金、新料金は改定第4年度目（使用料改定最終年度）の料金です。

※偶数月検針地域の12月検針分については、経過措置により新旧料金が各1か月ずつの請求となります。

問い合わせ：料金課 ☎223-3065 E-mail:ryokin@city.kawagoe.saitama.jp

編集／発行 川越市上下水道局 経営企画課 〒350-0054 川越市三久保町20-10 ☎223-3062



<http://www.city.kawagoe.saitama.jp>

E-mail:keieikikaku@city.kawagoe.saitama.jp